

令和6年1月26日

入札公告

(契約担当官等)
分任支出負担行為担当官
厚木航空基地隊
厚木経理隊長 磯川 尚広

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件は令和6年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和6年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されないときは、全体の契約期間に対する暫定期間の期間分のみの契約となる。

記

調達要求番号	件名・仕様又は規格	単位数量	履行期限	履行場所
06-1-4026-7200-0001-00	プロパンガス	概算 4,432CZ	令和7年3月31日	第4補給隊

1 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していないものにあっては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所:神奈川県綾瀬市厚木基地内 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊入札室
- (2) 日 時: 令和6年2月26日 11時00分から

3 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

4 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 契約書作成の要否

遅延なく契約書の作成を要する。

6 適用する契約条項

売買契約一般条項、単価契約に関する特約条項

7 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額(総価)に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を見積書に記載すること。

8 その他

- (1) 参加申込時に資格審査結果通知書の写しを提出する。
- (2) 仕様書等で同等品が認められかつ、同等品にて入札に参加する場合は、書面により同等品であるとの申請を行い、承認を受けること。
- (3) 郵送による入札書の受領期限は、入札日前日の16時45分までとする。
- (4) 契約条項、入札心得及び契約心得は、厚木航空基地隊厚木経理隊契約班で閲覧できるほか、インターネット上にて公開している。
- (5) 落札者が、6に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班 担当:佐藤
TEL:0467-78-8611 内線 2448 FAX:0467-78-1048

紙
別

調達要求番号 : 06-1-4026-7200-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物 品 番 号 等	FLC N/S	仕 様 書 番 号	Y 6 S - F - 0 0 0 0 9 - 2
名 称	プロパンガス	大臣承認年月日	
		作成年月日	H 1 8 . 3 . 8
		改正年月日	令和5年11月16日
		作成担当部課等	分任物品管理官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊厚木航空基地（以下、厚木航空基地という。）及び硫黄島航空基地隊において使用するプロパンガスの調達について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a)引用文書

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27別冊）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

b)関連文書

液化石油ガスの保安の確保及び取引適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）

2 製品に関する要求

2.1 品名及び規格

品名及び規格は、表1による。

表1－品名及び規格

品 名	規 格
プロパンガス	J I S K 2240 液化ガスC号（C号プロパン）

2.2 発注数量

発注数量は、単価契約発注書（付表2）による。

2.3 期間

期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とする。

2.4 寄託品

寄託品は、表2による。

表2－寄託品明細

件名・規格等	予定寄託場所
GLB 8120-013-01805 高压ガス容器、L P ガス、1 1 8 L R	第4補給隊輸送班

2.5 納入場所

付表1又は付図1に示す使用場所に納入する。

2.6 輸送

輸送は、受注者負担とする。

3 品質保証

品質保証は、次による。

- a) 厚木航空基地納入分については、毎月末に検査官、受注者双方立会いのもと、各使用場所に受注者が設置した計量器に基づき使用数量の検査を行う。
- b) 硫黄島航空基地隊納入分については、納入場所において容器の重量及び数量の検査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3—提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	受領書	6	寄託品受領時	検査官	海補3023様式
2	納品書	6	寄託品納品時及び毎月末、検査終了後速やかに	検査官	海補3021様式
3	不具合対策表	3	不具合発生時	検査官	付表3
4	返品書・材料使用明細書	6	寄託品返品時	検査官	海補3024様式

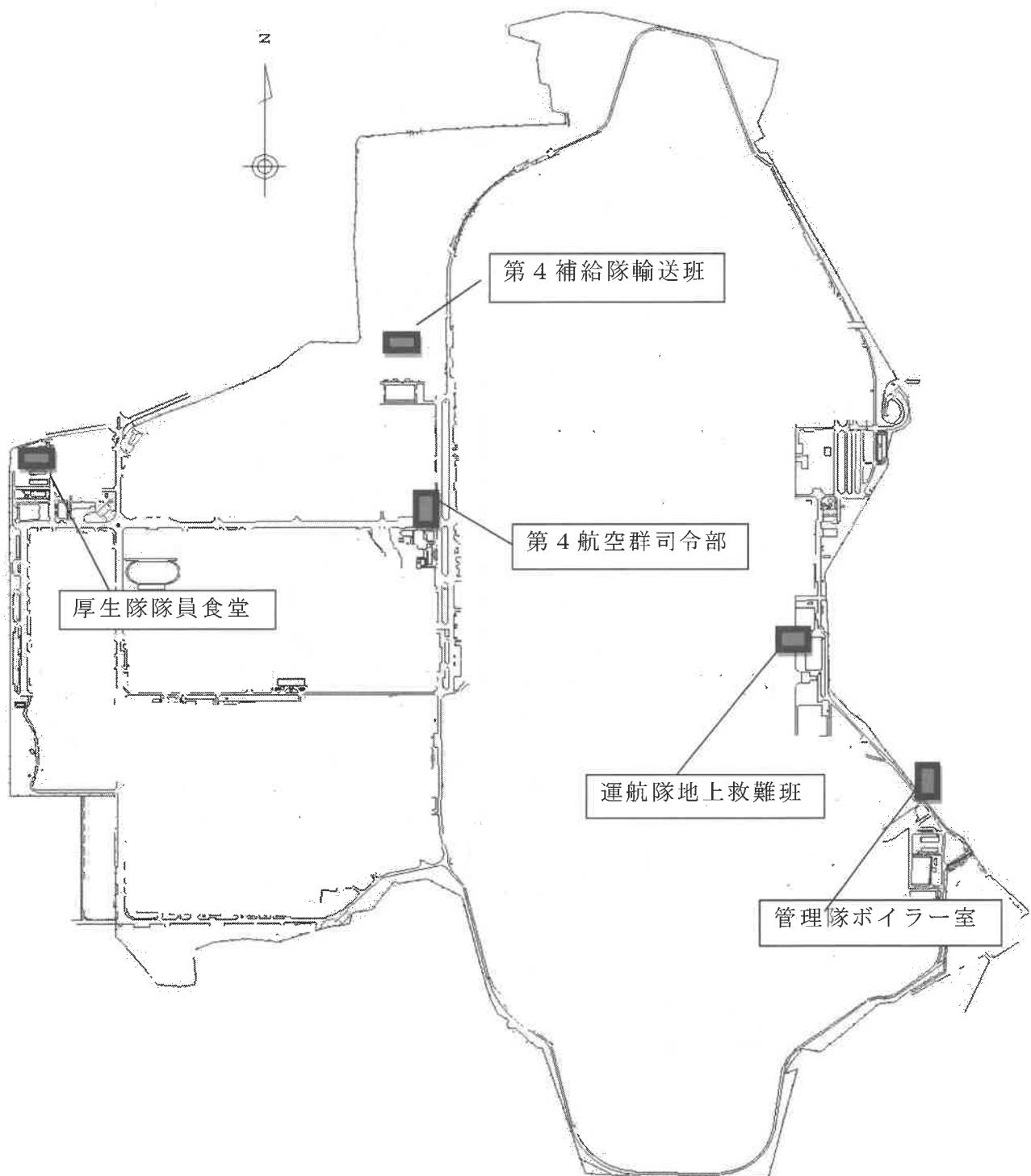
4.2 その他

その他の指示は、次による。

- a) 厚木航空基地内における各使用場所の計量器で使用期限が経過するものについては、受注者負担による交換とする。
- b) 硫黄島航空基地隊納入分については、寄託容器に充填後納入するものとする。寄託容器の引き渡し数量及び時期については、その都度、官側が指示するものとする。
なお、期限切れの容器については、不具合箇所対策表（付表3）を作成し監督官の承認を得た後、返品書・材料使用明細書とともに返品するものとする。
- c) 受注者は、基地出入門の際は厚木航空基地隊が定める諸規則に従い手続きを行うものとし、立ち入り場所の規制及び車両運行等、基地内におけるサービスは基地内諸規則を遵守するものとする。
- d) この仕様書に疑義を生じた場合は、監督官を経由し契約担当官等と協議するものとする。

付表 1—納入場所

	使　用　場　所	納　入　場　所
1	第 4 航空群司令部	同　　左
2	厚木航空基地隊（厚生隊隊員食堂）	同　　左
3	厚木航空基地隊（運航隊地上救難班）	同　　左
4	厚木航空基地隊（管理隊ボイラー室）	同　　左
5	硫黃島航空基地隊	第 4 補給隊輸送班



付図1—納入場所

(付表 2)

発注年月日 年 月 日

殿

(発注担当官)

印

契約番号	
発注番号	

単価契約発注書

(付表3)

不具合箇所対策表

監督官

年 月 日

契約件名：_____

契約番号：_____

会社名 :